



TMC情報

Vol. 151

平成30年3月号

発行所：株TMC経営支援センター／社会保険労務士法人TMC／株TMC給与計算センター／行政書士法人TMC／TMC労働保険組合／TMC司法書士事務所
〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1丁目10番地6 | URL: <http://www.tmc-jinji.com/>
TEL 0287-67-3023 FAX 0287-67-3024 | MAIL: info@tmc-jinji.com

TMC新人研修のご案内

毎年恒例の新人研修を今年も開催いたします。「より実践的」で「個々の資質向上に特化」した、TMCならではの研修を行います。奮ってご参加ください。

日程	【那 須】4月5日(木)・6日(金) 於：(株)TMC経営支援センター 本社 2階研修室
場所	【郡 山】4月3日(火)・4日(水) 於：郡山市労働福祉会館 2階 第3・4会議室 【宇都宮】Aコース：4月5日(木)・6日(金) Bコース：4月19日(木)・20日(金) 於：マロニエプラザ 大会議室
開催時間	10:00～17:00(受付9:30～)
内 容	会社の目的、職員の責任・義務、組織ピラミッド、個人目標設定 給与と職員として働くことへの理解、ビジネスマナー、コミュニケーション 接遇基本知識、PDCAサイクル、改善オリンピック 等
対 象 者	新人社員、中途入社社員 ※1名からの参加歓迎
受講料	20,000円(税込)／1人 ※お弁当の用意があります

【参加申込書】

FAX：0287-67-3024

参加会場 (○で囲む)	那 須 ・ 郡 山 ・ 宇 都 宮 (A コー ス ・ B コー ス)		
企 業 名	住 所		
採用責任者	TEL		
	FAX		
ふりがな	ふりがな		
参加者名	参加者名		

※締切：3月30日(金)

平成30年度の健康保険料率

平成30年度の健康保険料は、次表のとおり改定されます。平成30年3月分（4月納付分）から適用となりますので、給与計算時にご注意下さい。

都道府県	旧	新
栃木県	9.94%	9.92%
福島県	9.85%	9.79%
茨城県	9.89%	9.90%
群馬県	9.93%	9.91%

都道府県	旧	新
埼玉県	9.87%	9.85%
東京都	9.91%	9.90%
宮城県	9.97%	10.05%
岩手県	9.82%	9.84%

平成30年度の雇用保険料率

平成30年度の雇用保険料率は、昨年度から据え置きとなりました。

社会保険加入の徹底

退職した労働者が、社会保険に加入すべき労働者であったにもかかわらず、会社が社会保険へ加入させなかったとして、年金事務所へ申し立てるケースが増えています。

このような場合、年金事務所の調査の上、過去に遡って社会保険料を請求される場合があります。退職した労働者から社会保険料を徴収するのは現実的に難しいため、労働者負担分の社会保険料も会社が負担することになる可能性が高いと考えられます。

○「社会保険に入りたくない」は、社会保険未加入の理由となりません

労働者から「社会保険に入りたくない」と言われたとしても、社会保険加入の要件を満たす場合は、加入させなければなりません。社会保険未加入による使用者責任のリスクを軽減させるためにも、適正な社会保険加入を徹底しましょう。

＜社会保険加入基準＞

次の①、②どちらも満たす場合は、社会保険に加入する労働者となります。

- ① 1週間の所定労働時間がフルタイム勤務者の3/4以上ある
- ② 1ヶ月の所定労働日数がフルタイム勤務者の3/4以上ある

障害者の法定雇用率の改正

平成30年4月1日より、障害者の法定雇用率が次表のとおり改正されます。

区分	現行	改正後
法定雇用率（民間企業）	2.0%	2.2%
対象となる民間企業	従業員50人以上	従業員45.5人以上

また、対象となる民間企業の事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況を、ハローワークに報告しなければなりません。

○障害者雇用納付金の取扱い

障害者雇用率未達成の企業（常用労働者100人超）から徴収する納付金についても、新たな法定雇用率で計算されます。平成31年4月1日～同年5月15日までの間に申告する分（申告対象期間：平成30年4月～平成31年3月）から適用となります。